（様式第３号）

貸付協定書

　(目的)

第１条　つくば市（以下「甲」という。）及び開設者 （以下「乙」という。）は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

　(協定の区域)

第２条　この協定の区域は次に掲げる土地とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 土地の所在 | 現況地目 | 登記地目 | 面積(㎡) |
|  |  |  |  |  |

　(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第３条　乙は、特定農地貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

２　乙は、借受者が契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

３　乙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

４　乙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、乙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意をもって対応するものとする。

　(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要　 な事項)

第４条　乙は、市民農園の整備に当たり既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

２　乙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

３　甲は、乙から第１項及び第２項に関して指導等の要請があったときには、誠意をもって協力するものとする。

　(特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利　 用等を確保するために必要な事項)

第５条　乙は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは、廃止するとき(別途締結する賃借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。)には、市民農園の用地を原状に回復し、甲に返還するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定よる原状回復を行わないときは、乙に替わって原状回復を行うものとし、その費用は乙が負担するものとする。

３　乙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、３ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

４　乙は、特定農地貸付法第３条第４項の規定による特定農地貸付規定の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

　(協定の実施状況についての報告に関する事項)

第６条　乙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に定期的に報告しなければならない。

　(実施調査等)

第７条　甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞取り等による調査を行うものとする。

　(協定に違反した場合の措置)

第８条　甲は、乙が第３条第２項及び第３項、第４条第１項及び第２項に違反したと認めたときは、乙と締結する賃貸借又は使用貸借契約を解除するものとする。

２　前項に基づき賃貸借又は使用貸借契約が解除されたときは、乙は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、甲に返還するものとする。なお、この場合、本協定第５条第３項及び第４項の規定を準用するものとする。

　この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　 年 　月 日

　　　　　　甲　　　　　　　住　所　茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

氏　名 つくば市

　つくば市長　　　　　　　　　　印

　　　　　　乙　　　　　　　住　所

氏　名 　　　　　　印